

(第一類 第十号)  
衆議院 第百六十二回国会  
國土交通委員會

(第一類 第十號)

會議錄 第二十一號

三四四

第百六十二回国会  
議 國 土 交 通 委 員 會 議 錄 第二十一号

同(松野信夫君紹介)(第二二〇四号)  
同(近藤洋介君紹介)(第二二九四号)  
同(本多平直君紹介)(第二二九五号)  
同(阿部知子君紹介)(第二二七二号)  
同(大畠章宏君紹介)(第二二七三号)  
同(近藤昭一君紹介)(第二二七四号)  
同(佐々木秀典君紹介)(第二二七五号)  
国土交通省の地方整備局等の機構拡充及び必要な職員の確保に関する請願(生方幸夫君紹介)(第一九九六号)

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五六号)、下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(參議院送付)

私自身も、国で、政府の中で作業をさせていたいた人間としまして、やはり国がリーダーシップをとらなきやいけない部分はあるというふうに思っております。一方で、この十年来、地方分権の波が日本全国を覆つてきている。そんな中で、地方にどれだけのことと業務として財源としてお渡しするか、この数年来ずっと議論してまつているところでござります。

させていただけれどと思ひます。  
そこで、今回の国土形成計画なるもののうち、  
私自身は、全国計画と称していらつしやる部分、  
これはやはり国がきっちつとつくらなきやいけない  
んだろうと思つています。広域地方計画について  
は、私は議論があるところだと思つておりますの  
で、その範囲は後で議論させていただこうと思ひ  
ます。

○橋委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

いるところでござります。  
今回、この国土形成計画をつくるしていくという  
作業を新しく法制化しようとされていらっしゃる  
わけですが、まず、この質疑に当たって視点を二  
つほど見えておきたいとおもいます。  
何がしかの範囲が決まって、国が首領をとつ  
て、リードをとつて策定していくべき部分につい  
て、本当にこれから先きちっと行えるんだろうか  
といったところがござります。

この際、お詫びいたします。  
同 海田万里君紹介（第二二一〇五号）  
同 古賀一成君紹介（第二二一〇六号）  
同（田嶋要君紹介）（第二二一〇七号）  
同（武正公一君紹介）（第二二一〇八号）  
同（津川祥吾君紹介）（第二二一〇九号）  
同（長浜博行君紹介）（第二二一〇〇号）  
同（根本匠君紹介）（第二二一一号）  
同（羽田孜君紹介）（第二二一二号）  
同（平岡秀夫君紹介）（第二二一三号）  
同（公予言天吉君紹介）（第二二一四号）  
本案審査のため、本日、政府参考人として国土  
交通省大臣官房長峰久幸義君、国土計画局長尾見  
博武君、河川局長清治真人君、道路局長谷口博昭  
君、北海道局長山本隆幸君、経済産業省大臣官房  
地域経済産業審議官蘆田康久君及び資源エネルギー  
庁資源・燃料部長近藤賢二君の出席を求め、  
説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。  
〔異議なし〕

○橘委員長「異議なし」と認めます。よつて、そのように決しました。

○橋委員長 質疑の申し出がありますので、順次  
これを許します。和田隆志君。

北側大臣には水曜日に引き続きの法案審議になりますが、ぜひよろしくお願ひいたします。私も、水曜日にも同僚議員の質疑を、やりとりをお聞きしておりますし、だんだんと論点は收れんしているのかなという思いを持ちながらお聞きいきました。

同（下条みづ君紹介）（第二一一六号）  
同（五島正規君紹介）（第二一九九号）  
は本委員会に付託された。

## 本日の会議に付した案件

ではちよつと違うんですが、国と地方との協働でつくつてまいりたいということだと思いますが、

今、国土形成計画を法案が成立した後策定されようとする場合に、省庁再編の法改正の中で政府部門を取りまとめるべき権限も持たれた国土交通大臣でございます。そうなつてくると、各省が中期的、長期的に立てられている計画の内容もやはりきちっと把握できちんべきだと思いますが、例えば今、現在は審議中ですから十分でないのかもわかりませんが、農水副大臣にこれからお聞きすることになりますが、農水省が平成十五年十月十日に、皆さん、閣議で決定されておりますので、国土交通省も知らなかつたとは言えないはずなんですが、土地改良長期計画というのがございます。

これには、概要を述べられているところでは、一部分だけ読みますと、「食料の安定供給の確保や国土の保全等の多面的機能の発揮などの」云々

かんぬんと書いてあって、そのために土地改良長期計画を策定するというふうに書かれております。まさに今回、国土形成計画の中で目的として

うたわれている一つの条項、国土の保全、こういったものも観点に含んだ形で計画が策定されております。

今、国土交通大臣がこの計画について御存じあれば、大体こういったものだということをおつしやつていただきて、どちらかというと、そのイ

メージ論として、農水省がこういったことを、要するに今、平成十五年に策定されたわけなんですが、これについて御感想があればお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○北側國務大臣 そういう事前のお問い合わせはちょっととなかったので、今初めて聞いた話でございますが、私も詳細は知りません。詳細を知つて

いるわけではありません。

ただ、農業の多面的機能、これは非常に大切なことでございますして、そういう多面的機能を十分認識した上で農業というものを位置づけていくということは非常に大切なことであると私は思っております。国土全体の形成を考えても、今ある農地、また農業、農家等をどうしていくかと

うとする場合に、省庁再編の法改正の中で政府部

内を取りまとめるべき権限も持たれた国土交通大臣でございます。

質疑の参考のレクを受けた際にお聞きしたのは、立てる法案でございますが、もともと、国土に関する利用なり整備なり保全なり、これらに関する

計画を政府全体として把握する責任者としての立場をもう冠せられているわけなんです。国土交通大臣には、今回は国土形成計画というものを

立てる法改正の中で国土交通大臣にこれからお聞きしたのは、既に国土

月十日には、皆さん、閣議で決定されておりますので、国土交通省も知らなかつたとは言えないはずなんですが、土地改良長期計画というのがござい

ます。

これは、大臣はお忙しいですから、大臣が全部

を把握するということですが、私も政府の役人として

働いておつた関係で、それは難しいと思います。

ただ、今の同じ質問を局長にお投げしたときに

も、多分、恐らく十分なお答えではないんだと思

うんです。

○局長、もし御存じであればお答えいただきたい

のですが、これについて御感想があればお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○北側國務大臣 そういう事前のお問い合わせは

ちょっととなかったので、今初めて聞いた話でございますが、私も詳細は知りません。詳細を知つて

いるわけではありません。

ただ、農業の多面的機能、これは非常に大切なものでございますして、そういう多面的機能を十分認識した上で農業というものを位置づけていくということは非常に大切なことであると私は思ております。国土全体の形成を考えても、今ある農地、また農業、農家等をどうしていくかと

思つております。

○和田委員 少し大臣に申しわけないとは思つた

んですが、私自身がきのうまでに事務方の方から

お聞きいたしました。

成立した後立てられる際には、すり合わせはしていらっしゃるやうなわけで、この約二十万ヘクタール農地を確保するということは政府全体としてもう条件として決められておつて、そのほかのところをほかに利用するんだといったふうに整理されていくんだと考へています。

意味が見えた発言というふうにお伺いしました。  
しかし大臣、いかがでしようか。これをお聞きになつて、今まで国土庁が全総時代にこういつたことがどの程度やれてきているだろうか、また、その体制を、人材をとにかくフル回転させるという条件つきだらうと思いますが、今の体制でそのままそういうことが、この形成計画をつくるといふことができるんだろうかと、いうふうなところに、私きのう事務方とのお話をさせていただく中で感じた次第でございます。

各省の立てようとしているところに、国土交通省として情報網をきちっと確保した上で、それをどのように、全体のバランスをとる観点からきちっとした協議が行えるのか。そう考えていつた場合には、例えば、各省庁別に担当者が一人はいないといけないんじやないかとか、そういうことを考えたりしますが、今大臣がお考えになつていれる、お感じになつていてる人員体制として、これで十分でしょうか。お答えいただければと思います。

○北側国務大臣 それに多いれば多いほどいいのかも知れませんが、全体の公務員の定員そのものを今抑制していく中で、これもどこも例外なくそういうふうにしているわけのございまして、た

だ、先ほど局長から答弁があつたように、国土庁時代と人員的にはほぼ同様の人員を確保しておるところです。

さらに言わせていただきますと、国土交通省の中では、この国土形成計画については、国土計画局

が中心になつてやつてしくねにでござりますか  
国土交通省には現場の組織がござります。整備  
局、運輸局等の現場の組織がござります。日常的

にその地域の知事さんやまた市長さんたちと非常によく連携をとらないとまた仕事ができない部署に彼らはいるわけでございまして、そういう意味では、各地域地域のさまざまな課題だとか要請だとか、そういうのもよく知っておりますし、また、実行部隊としても機能をしていけるわけです

ね。そういうのは国土庁時代に逆になかったわけですね。

おつもりであれば、どういうふうに策定されようとされているか、お答えいただければと思います。

○岩永副大臣 さつき先生、うちの農水省と国土交通省のすり合わせ、形式的だとおっしゃいましてけれども、私は、政策的な部分まで国土交通省

は私のところへ来られて、そして政治家としての判断まで求めてこられるということでござりますので、大変頑張つて国土交通省は密接な連携を持つてきておるということを一つ申し上げておきたい。

それから二つ目は、これは平成十五年度から十九年度末になつておりまして、それ以後については計画の見直しをやつていきます。そして、長期の見直しを行うことで整合性をとつていきたいというようなことでござりますので、まだまだ十九

○和田委員 きのう事務方ともお話ししていくて、國土交通大臣が國土形成計画を立てる時代になつて以後も見直しながら、過去の反省とそれらの展望をここへ織りませて統いていくと御解釈いただいて結構です。

たとしても、各省庁がこういった中期計画を策定する時代はそのまま続くであろうということを国土交通省自身もおっしゃっていましたけれども、それ自体にもまたいろいろ議論がございますが、それを前提とした上でお話しするとしても、今度

国土交通大臣が策定されることになる国土形成計画は、それだけ多数の相手となる計画を持つた上で、それを見た上で策定していくだからざるを得ないという体制になつていて、このふうに判断しておられます。

るのかお答えいただければと思ひます。これは、ここから先は国土交通大臣、国土交通省と質疑を進めさせていただければと思ひます。もし委員長のお許しをいただければ、農水副大臣には今の御質問で最後にさせていただければと思

いますが、いかがでしょうか。

○橋委員長 どうぞ、お引き取りください。

○和田委員 それでは、国土交通大臣、お答え

ただければと思います。

○北側国務大臣 委員がおっしゃったように、国

土形成計画というものは、これは全省にわたる計

画でございます。したがって、国土交通大臣が関

係府省とよく協議の上この国土形成計画を作成し

ていくということになると考えております。

関係府省の方の各施策、事業とよく調整をし

て、国土形成計画が政府として整合のとれたもの

となるようにしていくことは国土交通大臣の役割

であるというふうに思つております。しっかりと

そういう方向で取り組みをさせていただきたいと

思つておるところでございますし、また、全国計

画の策定に当たりましては、経済財政諮問会議の

調査審議を経るということになっておりまして、

その過程におきまして、内閣府ともよく連携をと

らせていただきたいと思っております。

○和田委員 私自身公務員として働いておった時

代に、その東ね役となる、内閣府でも国土交通省

でもよろしいんですが、その力が随分問われなが

らも十分發揮できていないという実感を持った次

第でございます。それが今回の法案に対する我々

の態度として、まだまだこの法案を実施するには

体制が整われていないのではないかというふうに

感じるゆえんでござります。

この議論はおきまして、先ほど申し上げました

ように、最初に本来議論すべきであろうと自分で

考えております国と地方との役割分担の観点から

の質疑に移らせていただきたいと思ひます。

水曜日にも、いろいろな議員からその関係につ

いての質疑がございました。私なりにそれをお聞

きしておつて、最終的に意見、判断が異なるとす

べ、この地方分権の時代に、基本的なスタンス

としてどこに軸足を置くかということにかかって

いるのではないかと思いました。

北側大臣並びにほかの方々の御説明を聞いてお

りますと、できるだけ地方に勤いてもらう余地を

与えようとするんだけれども、最後は国が決めな

ければ、国全体の方針として、地方に任せていて

はなかなか処理できないことがあるから、

全国の計画にせよ広域地方計画にせよ、最後、国

土交通大臣が決定権限を持つた法制化をなされて

おられる。

しかし、私ども民主党は、どちらかというと、

基本的なスタンスが、今まで國の中央集権体制の

もとでいろいろなことをやつてきた反省をすべき

だということに立つております。そうであれ

ば、今度は、どうなるかわからないけれども、地

方に一たん全面的に任せしてみよう、お任せし

た中で、本当に問題がある部分は国が調整にかか

らうというスタンスを持つてもいいのではないか

というふうに考へておるところです。

先般来いろいろな議論をしております。三位一

体改革の中で補助金をどれぐらい廃止するのか、

また交付金をどれぐらいつくるのか、税源をどれ

くらい移譲するのか、そういうつもりの論点

はすべてそちらの基本的なスタンスの違いに終着

するんだという気がいたして、いろいろなものを

見ております。

今回のこの計画について、そういった立場の違

いを前提にしつつも、今我々がとろうとしており

ます、地方にこの策定権限を任せたのでは何がう

まいかないと考えておられるのか、大臣、お答

えいただけますでしょうか。

○北側国務大臣 広域地方計画のことをおつ

しやつておられるのだと思つんですが、この広域

地方計画というのは、一つの県のことだけではなく

くして、当然広域的な、これは、その地域をどう考

えるかというのではなく別のあるわけですが、

いますが、複数の都府県にまたがる広域的な課題

に対応しようとするものでございます。したがつ

て、その計画内容というのは、都府県が個々に行

う施策というよりも、国が行う政策が中心となつ

としています広域地方計画を国でつくつてしま

いと言えるだけの状況が広がつてはいないと思つ

りますが、いかがでしょうか。

ただ、これはそれぞれの地域に係ることでござ

いますので、計画策定の最初の段階から、地方と

国とが一緒にあって、問題意識を共有しながら計

画を立てていくということでございます。

最終的には、今申し上げたような性格でござい

ますので、国が責任を持たないといけないという

ふうに考へております。

○和田委員 今の政府の一員をなされる大臣の御

答弁としてはそういうふうになるんだと思うんで

すが、それには、前提となる議論を決着させなければいけないんじゃないかと考えています。つま

り、国がやるべき仕事だというふうにおつしやら

れましたが、今地方の方々は本当にそな考へてい

るかということでございます。

三位一体改革の中で、税源をどれぐらいよこせ

とか、補助金をどれぐらい廃止して、自分たちの

事業としてやらせろだとか、いろいろなことを、

昨年来、全国知事会でも集まられて、いろいろ検

討をされおられます。そんな中で、いまだにま

だ国と地方との間で意見が合致しているとはど

も考えられませんが、少なくとも、私の目から見

る限りは、地方は今現在、このような広域地方計

画に組み込まれるべき領域を全面的に国に任せて

いいというふうに言つているとは思えない次第で

ございます。

今回この法案をつくられる際に、きのう事務方

の方にもお聞きしてまいりましたけれども、幾つ

かの地方にはお聞きになつたようですが、それ

から見れば、どうしてここまで、国と地方との

間で大きな役割分担を論じようとしているとき

に、地方全体にきつちりと国の考え方を投げてみ

て、その意見としてどのようなものが返つてくる

かということを受けとめた上で法制化ができる

んだろうかという疑問を持つ次第でございます。

大臣にしても局長にしても、いろいろと地方に

働きかけておられるんだううと思いますが、今地

方に、その総意として、この法制で仕組まれよう

としています広域地方計画を国でつくつてしま

いと言ふふうに考へているところでございます。

ただ、これはそれぞれの地域に係ることでござ

お話をしたいと思いますが、この間私どもは、こ

の制度設計、法改正をするに当たりまして、当然

地方に深いかかりがある問題でございます。そ

れ以前にもいろいろな形で、當時意見交換をしてお

りますが、それで、私自身、昨年七月に就任した

わけですが、それから、いろいろな機会に

地方にお邪魔して、知事の皆さんともお話をさせ

ていただきました。その数は、政令市の市長さん

も含めますと十四、五ぐらいいになるわけでありま

す。そのほかにも、都道府県の例えば部長クラス

の方とかそういう方々との間では非常に定期的な

意見交換をしておりますので、当然この問題につ

いてもお話をさせていただいたところでござ

います。

こういう中で、主な御意見としましては、計画

はやはり国がきちっと策定してほしい、それを

もつてきちんと責任を実行してほしい、そういう

お声が非常に多い。ある方で調べたところでは、

八割くらいそういう考え方があるということ

だと思います。

私自身、この仕事をつづけて、計画

はやはり国がきちっと策定してほしい、それを

もつてきちんと責任を実行してほしい、そういう

お声が非常に多い。ある方で調べたところでは、

八割くらいそういう考え方があるということ

だと思います。

私自身、この仕事をつづけて、省庁再編に

合わせて、国土交通省の中部地方整備局に一年

半、さらには関東地方整備局に一年おりました。

したがつて、ブロックの中での、知事さん方ある

いはその以下の方々がどういう問題意識を持つ

いるかということについては、その点においても

いろいろつぶさに意見交換をしてきたわけであります

が、やはり直轄事業というようなものについて

では、国はきちっとやつておつてほしいというよ

うなお声が非常に多いと思いますし、あるいは、

従来補助事業とされていたものについても、直轄

への編入というようなことでぜひやつてほしい、

そういうお声が非常に多いのではないかというふ

うに私は考へております。

○和田委員 きのうも、国土交通省のお立場はそ

のよななものになるということではないかといふ

ういました。そうすると、逆に、私がお聞きした

方で申し上げれば、八割の方々はこのよつたな計画については反対だというふうにおっしゃられます。

例えば、理由として申し上げますと、全国総合開発計画法から今回の新法になるときに、よくよく見ますと、地方が策定する計画は存在しなくなります。そして、国が地方と一緒に協議するという枠組みは整えつつも、これは意見の相違かもわかれませんが、最後は国土交通大臣が自分の意思で決められることになつていてる法案でございます。

そうなつてくると、地方の意見をきつちりと組み込むことができないという危惧を持たれておられます。それから、先ほど局長の方から直轄事業云々かんぬんのお話をございました。この事業の分担についても、今現在どのような状況が広がつてきていますかといふと、国がやるべき事業として登録されている中のかなりの部分が地方に管理や委託を任せられております。その業務を地方がこなしながらも国が計画を立てそれをやれという関係がさらに広がつてくるのであれば、地方としては今的人員体制ではとてもできないというような意見も上がつてまいります。

こういったことは、一つ一つ例示でございますけれども、別にそれは一部の方の意見かもわかりません。しかし、私から考えれば、一応これだけ大きな国と地方との役割分担を決めていこうとする法案である以上は、正式に、地方の組織であります例えは知事会でありますとか、そういうふうにころにきつちりと案として投げられた後に国としてのスタンスを決められる方が適切だと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○北側國務大臣 例えば、これは国土交通省所管に係る部分についてお話ししますと、委員も御承知のとおり、例えば直轄の河川の問題というのはやはり国が、もちろん河川はいろいろな県にまたがつて流れおりますので、各県また各市のいろいろな意見を当然踏まえた上で、また各協力も求めていかないといけないわけでございますから、

しかし、最終的な判断はやはりどこかでしないといけないわけでございまして、もちろん、意見を聞いて意見が合意形成できればそれはそれでいいのですが、やはり、最終的には国がそうしたもののは明確にしておかないとideonです。

ね。

それはまた、直轄の道路なんかでも、やはり道路というのは不ツトワークですから、道路についてもそなうだと思ひますし、そういう意味では、こいつは広域地方計画の策定の中で、もちろん、地元の話であるわけですから、各市長さん、各知事さん等々の意見を聞くのは当然の話でありますし、そこで一緒になつてどうしていくのかというのを議論し、意見を取りまとめていくということもしようというふうに今回決めたわけですね。そこでは地方の方々に最大限参画をしていただき形形成を図ろうというわけでございまして、これはやはりかつての国土計画の中にはなかつた手法だ

○和田委員 私は、現行法制から国が地方にどんどん働きかけ、協働して何かをやろうという姿勢を見せてることそのものは大いに評価させていただきます。しかし、最終的な法制として国が決めるということにすることには、私は異議がございません。

先ほど大臣がおっしゃつていただいたよつなどころをどうやって解決するかという手法には幾つかあつてしかるべきだと思っていて、国が最後に決裁権者として決めるよりも、地方に一たんは投げておいて、広域地方なら複数の県知事が多分協議するんでしよう、その県知事が協議をして決断をするということを法制として義務化するとか、そういう手法も考えられるわけでございます。

最後にどうしてもうまくいかないときだけ国が出

動していく、そういうた仕組みもあつてかかるべきじゃないかと考えている次第です。

この点は、多分これから議論をずっと続けてもスタンスの相違に帰着するんだと思いますので、聞いて意見が合意形成できればそれはそれでいいのですが、やはり最終的には国がそうしたもののは明確にしておかないとionです。

ね。

我々の見解として、本来この地方分権の時代の流れの中では、地方に一たんお渡ししてみて、いわばネガティブチェックを最後に国がやるべきだということを意見として申し上げたいと思います。

大臣、法案審議についてお話しさせていただくのはこの点においてとどめたいと思います。実は、ここから先は大臣にお話をしどうございまして、前回私が委員会で質疑させていただいたときには住宅金融公庫のお話をさせていただきました。それは法案としては済んだお話なので私はあえて質問という形では申し上げませんが、たつた一週間ほど前だったのですが、地元をいろいろ回ておりますたら、たまたまその関係のお話を有権者の方からお聞きしまして、有権者の方が大臣にぜひお話しをいただきたいというふうにおっしゃられたものですから、御報告という形でさせていただければと思ひます。ただ、内容としてはこれから大臣にぜひお考えをいただくべき点があろうかと思います。

ちょうど私は、メモしてみましたので、読んでまいりますね。その方は十数年前に建て売り住宅を購入されたそうです。そのときに住宅金融公庫のローンと民間金融機関の住宅ローンを両方とも利用されたそうです。この方をAさんとさせていただきます。

そして、そのAさんは、これはいい話だなとうふうに思われて、そんないい話であれば、自分がそれを一人でやるんじやなくて、隣の人たちも話を聞いてみたら同じぐらいのローンを組まれておつて同じぐらいい返済をされておられるということなので、ぜひみんなでこういった制度を利用させていただきたいというふうに思われたらしいですね。そこから先、そのB、C、Dさんにお話を聞いてみたら同じぐらいいのローンを組まれておつて同じぐらいい返済をされておられるというふうに思われて、そんないい話であれば、自分がそれを一人でやるんじやなくて、隣の人たちも話を聞いてみたら同じぐらいいのローンを組まれておつて同じぐらいい返済をされておられるということなので、ぜひみんなでこういった制度を利用させていただきたいというふうに思われたらしいですね。そこから先、そのB、C、Dさんにお話を聞いてみたら同じぐらいい返済をされておられるということなので、ぜひみんなでこういった制度を利用させていただきたいというふうに思われたらしいですね。そこから先、そのB、C、Dさんにお話を聞いてみたら同じぐらいい返済をされておられる

だと思っています。住宅金融公庫のローンと民間金融機関のローンについて、これがさんざん議論させていただいたものです、住宅金融公庫のローンについて、任意で一括弁済されるときにはそこから先の金利をお支払いにならなくていいですよ、それをずっと累積計算すると、支払い総額でいうと二、三百万の差が生じますよというお話を借りて、いた民間金融機関の担当者からあつたそぞでました。それは法典としては済んだお話なので私はあえて質問という形では申し上げませんが、たつた一週間ほど前だったのですが、地元をいろいろ回っておりますたら、たまたまその関係のお話を有権者の方からお聞きしまして、有権者の方が大臣にぜひお話しをいただきたいというふうにおっしゃられたものですから、御報告という形でさせていただければと思ひます。ただ、内容としてはこれから大臣にぜひお考えをいただくべき点があろうかと思います。

ちょうど私は、メモしてみましたので、読んでまいりますね。その方は十数年前に建て売り住宅を購入されたそうです。そのときに住宅金融公庫のローンと民間金融機関の住宅ローンを両方とも利用されたそうです。この方をAさんとさせていただきます。

そして、そのAさんは、これはいい話だなとうふうに思われて、そんないい話であれば、自分がそれを一人でやるんじやなくて、隣の人たちも話を聞いてみたら同じぐらいい返済をされておられるということなので、ぜひみんなでこういった制度を利用させていただきたいというふうに思われたらしいですね。そこから先、そのB、C、Dさんにお話を聞いてみたら同じぐらいい返済をされておられる

Dさんはそういう財産を持ち合わせられなかつたんです。ですから、民間金融機関の担当者であるその方は、Aさんに提示できても、B、C、Dさんには提示できないんですというふうな御説明だつたようです。それを、そのAさんというのは、最終的に自分は返済されたそうでしかれども、B、C、Dさんとの間で自分だけが得をしたような気分になつて、非常に申しわけないと思つたと。

だけに、自分の思いを必ず伝えてくれというふうな御発言でした。

正直な感想でござります。

この法律、内容はともかく、形式的には非常にきちんととした法律ではないかと思います。もちろん若井議員が御指摘になつたように、地方分権の精神が余り入り込っていないとか、そういう問題はあると思いますけれども、どこがきちんととしている

も、B、C、Dさんとの間で自分が得をした  
ような気分になつて、非常に申しわけないと思つ  
たと。

議論の繰り返しになつてしまふかもしませんが、住宅金融公庫から住宅ローンをお借りになつた利用者の方々が期限到来前に返済をすると、利息を支払う事になります。

（新居委員）且主税の御参考でござります  
四十五分ほど時間をいただきまして、質問をさ  
せていただきたいと思います。  
私は和田さんと同じように役人上がりでござい

がどういと、やはり匡士総合開発言語面  
用している法律がいっぱいあるわけです。それから  
ら、それを見習つてというか、つくつているもろ  
もろの計画があるわけです。その整合性というの

これをよくよく考えてみますと、確かに大臣はあのときに、全体を見渡したときに、金利が高どまっている中で、低金利のローンが出てき始めたときに、それを何とかしてくれという人たちの声におこたえになったというような政策的判断をなされたというふうにおっしゃっておられました。が、その方もそれはよく御存じの上で、でも、その財産がない、余裕資金がない人はそのまま高い金利を払い続けたんだというふうにおっしゃるわけですね。

しきことは、制度発足以来これは認めておつたわけですね。それは制度としてこれを認めておつたという経過があるわけでございます。そこもぜひ考えないといけないということも御議論いただきたいと思います。

ますけれども、あちらは若くて、若干官僚系統々民  
主党から出馬というんでしょうけれども、私の場  
合は、仙谷政調会長から、おじん官僚の篠原さん  
みたいな人が民主党から出てくれたといって民主  
党に仲間入りさせていただいた一人でございま  
す。

資料がござりますけれども、例えば農林水産省、先ほど岩永副大臣がおられましたけれども、水産基本計画というのがあります。そこにこの旧法の国土総合開発計画の引用あるいは法律の引用があるわけです。そこに「開発」という言葉が入っている。それを見てよくないからというので、すべて「整備」に変えたいという、同じ法律間で整合性をなるべくとろうという努力をしているわけです。

今、ここに至ってみると、大臣かるる御説明いた  
だいたように、一括返済した人と、今最終的によ  
うやくローンが終わるそうですねけれども、ローン  
を終われる人と、支払い総額の面で三百万近い差  
が出来てしまった。これは自分として政策的に抜け  
があつたんじゃないかなと。このB、C、Dさんを  
救うような方策を立ててもらえばよかつたん  
じやないのかと。例えは、その当時にいろいろな  
御検討をなされたんだと思いますが、金利を一律  
引き下げてもらさえすれば、みんなが平等に条  
件を受け取ることができる。しかし、任意一括弁  
済では、そういうふうに資金がある人だけがそれ  
を享受できる、こういったことが実態として起  
こつてしまつたと。

でいろいろな制度があるわけですが、そういう制度の中でござります。そういう意味では、金利というのは変動するものでございますけれども、そういう金利リスクを負わないで計画的に住宅ローンを借り、そして返済をしていくふうな仕組みの方が多いだらうという判断で、この住宅金融公庫というのは大きな役割を果たしてきたわけでございます。

バブルが生まれ、そしてバブルが崩壊し、そしてこの間、異常な金利の変動があるという、これ自体が極めて異例な話、そういう中で、今委員のおっしゃったこうした問題も出てきていると思います。恐らくこうした話というのはほかにもいっぱい、これは別に住宅金融公庫を使つていなくていいこうと、いうことで、こうした制度もあるわけですが、そういう意味では、金利というのは変動するものでございますけれども、そういう

私にも記憶がござります。どういう記憶かとい  
いますと、新産業都市、これは中学生のころ新聞  
に大きく報じられて、社会科の教科書で先生が取  
り上げたたと思います。私はそこそこできのいい小  
学生でしたので、くつりきり覚えております。なぜ  
覚えているかというと、悔しかったんです。長野  
には変なライバル意識がござります、長野県内  
で。島国の中でも、何というんですかね、もう地  
域根性丸出しなんですけど、松本・諏訪地区が指定  
されて長野が指定されなかつたわけです。非常に  
取り残されたという気がいたしました。

ですから、そういう原体験がありましたので、個人的にもこの国土総合開発法、全総、新全

ここから先、ぜひ、生活者の視点に立つ北側国  
土交通大臣としては、これから先の政策の参考に  
生かしてほしいというふうにおっしゃっておられ  
ました。しかも、その方がおっしゃるには、実は  
この方は公明党を支持されておられるとおっしゃ  
いました。それで、自分が支持している北側大  
臣

も、民間の金融機関から借りている方々にとつても、もうこれはさまざま、こうした事例はいっぱいあるんじやないかというふうに思うわけでございまして、今委員のおっしゃったそうした事例があることは私もしっかりと受けとめないといけないと思いますが、ただ、じゃ、どうするかといった

総、その後定住圏構想とずっと続くわけですけれども、学生から役人になつたりしましたけれども、ずっと興味を持ち続けてまいりました。その問題があるわけですが、その問題に入りまして前に、一つ、郵政民営化法の関係で大臣に御所見をお伺いしたいと思います。

○北側國務大臣 もう委員も私の答弁が十分わかつていらっしゃって御質問されていらっしゃると思いますが、形式的に言いますと、この郵政民営化法案それから中央省庁等改革基本法、いずれにつきましても私の所管ではございませんが、問題になつております中央省庁等改革基本法の三十三条一項六号というのを、これは政府の統一した見解でございますが、これは公社化までのことを規定しているものであつて、民営化問題を含めて、公社化後の方針を拘束するものではないと、いうふうに考えております。

○篠原委員 政府の公式答弁ということなんでしょうけれども、一般的な、私も役所で法律をつくつたりしてまいりましたけれども、そこを来す部分は附則等で改正するのが常識なんですね。これをしておかないと、こんなところはすぐ謝れば済む話だと思うんですけれども、どうしてこういうことを謝つて直そうという姿勢がないのか、ここが問題だらうと私は思います。

ですから、これに時間をとつておられるわけにいきませんので、本題に入りたいと思います。

この国土総合開発法、先ほど申し上げましたように、日本の高度経済成長とともにあつた。しかし、その役割は終わつたという共通認識がある。事実上廃止だ、これは皆さん同じお考えなんぢやないかと思います。

昭和三十六年にできました農業基本法というのを、実態にそぐわないからというので、新農業基本法、食料・農業・農村基本法というのができました。沿岸漁業等振興法というのは、名前はややこしいですけれども水産基本法だったわけですけれども、それも水産基本法にいたしました。それはすべて新法というスタイルをとつております。

この国土総合開発法というのは、ありとあらゆる何とか計画、先ほどの土地改良長期計画をござります、そいつたものの上位にある計画じゃなかかと思います。ですから、いろいろな計画をつくれると定めた法律の基本法的性格を持つてゐる、そういうた大事な法律。そして、開発というものが

○北側國務大臣 法律制度全般を見直す場合のや  
り方としては、委員もよく御承知のとおり幾つか  
の方法が、今委員がおつしやった方法も含めてあ  
るんだというふうに思つております。

今回の国土総合開発法の改正は、法律の題名、  
それから計画の名称を含めたほぼすべての条文の  
抜本的な見直しをしているところでござります。

国土形成計画法は、おつしやったように、国土  
政策に関する根幹的な法律でございます現行の国  
土総合開発法について、大幅な政策転換を行いま  
して、今申し上げたように全般的な見直しを行う  
ものでありますけれども、総合的な国土の形成を  
推進するための計画に関する法律という性格に基  
本的な変更はないということから、廃止制定方式  
ではなくて改正方式をとつたところでございま  
す。

○篠原委員 法理論的にはそういう道もあるんだ  
ろうと思ひますけれども、私は、気持ちとして、  
開発はなしにというふうにしていますけれども、  
開発に対する懐かしい思い入れがあつて、それを  
やはり残しておきたい、そういう卑しいお考え、  
卑しいお考えなんて言つちや悪いんですけれど  
も、まだ頭の中がすつきりしていないと思うんで  
す。それがこういうぐちやぐちやした形式として  
残つているんじゃないかなと思います。

私は、だめなものはだめときっぱり捨てて、そ  
して新しいものに取り組む。持ち上げるわけじや  
ないですけれども、わかりませんけれども、郵政  
公社はだめだめだ、どこが悪いかわからないん  
ですけれども、民営化すると言つてはいるのと  
ちよつと矛盾するわけですよね。すっぱり、きち  
んと見えるんだという姿勢、それをここに当ては  
めたら、きちんと新法であるというのじゃないか  
と思います。

果たした役割は大切なものがあると思います。高度経済成長を支えたんです。しかし、時代にそぐわなくなつた。これはもう前回の計画のときだつたで、もう開発という時代は終わつたんじゃないかな。ですから、思い切つて改めるべきじゃないかと思います。

どこが悪かつたかというと、最初のころのものは、過密過疎のことがきちんと書いてあって、これをなくすということが大事な命題の一つだつたわけです。しかし、結果がどうなつたかというと、私の記憶をたどりますと、昭和五十三年、県で初めて秋田県が人口減少県になりました。それ以来、日本海側はずっと人口が減少しております。それで今、合併合併で、総務省が人の悪いようなことを言って、合併というのでお金の方で縋り上げてしてますけれども、かつて三千三百市町村がありましたがれども、そのうち二千三百市町村が人口減少市町村です。私は長野県の北部、長野市以外、人口減少がずっとこの十年以上続いております。そういう状況なんですね。

ですから、開発というのは、田舎の方も東京と同じような生活ができるようにと、日本列島の改造計画、田中角栄さんのがありました。あいつたのもそういうのを目指していただけでそれども、どうもそこのところは目的を達していないんじゃないかと思います。そして、そういった反省のもとにこの法律改正が、その一大目的の人「減少・過密過疎を食いとめる」というのについては失敗したわけです、この点の失敗をかんがみて、これをどのようにしたら直せるかというふうに考えてこの法律を改正されておるんでしようか。その点をお伺いしたいと思います。

○尾見政府参考人 先生おっしゃいますように、これまで五次にわたり全国総合開発計画が策定されておりました。それぞれの時代に我が国が抱えております課題の解決に向けた政策の基本方向を示して、一つには工場、教育機関の地方分散、地方中枢・中核都市の成長、あるいは地域間所得

格差の縮小等について成果を上げてきたというふうに思います。

御指摘のように、一極集中の是正というような問題につきまして見ますと、残念ながら、最近、東京圏への人口再集中が発生するというふうなこと、あるいは諸機能が大都市圏に集まっているということが統いております。他方で、地方における過疎問題が深刻化する、そういう状況であるというふうに認識しております。そういう意味からいいますと、当初の目的は必ずしも十分に達成されたとは言えないという面があることは認めているところでございます。

今後、やはりこれまで、例えば地方の問題、大変難しい問題でござりますけれども、例えば、定住促進に加えて、いろいろな新しい形の都市交流でありますとか地域資源の活用でありますとか、従来とは違った政策手段の展開によってこの是正をしていくことがあるのではないかと思うかと思つております。

大都市につきましても、例えばひところは工業等制限法というのがございまして、工場でありますとか大学とか、そういうものは都市部分から都市以外のところへ移していくくというような、ある意味で強制的な手段というか、そういうものをとつべきたわけでありますが、これからはそういうことよりもむしろ地方をどういうふうに、大変難しゅうございますが、地方を活性化して、そちらに行く人の流れというようなものをどう考えていくか、そういうことが大きなこれから課題ではないかと思つております。

○篠原委員 やはりそういうふうになつてしまつた原因とというのは、計画で地方分散とかと言つてますけれども、衣の下によろいというか、隠れなものがありまして、中央主導ということに執着してやつてきた結果が、やはり本気じゃなかつたということです。こういう結果になつたんじゃないかなと思います。

とわかるんですが、三千万人の静止人口でした。江戸は八百八町で百万です。三十分の一です、東京は。それを今、一億二千七百万人のうち千二百万人、十分の一近くが東京に住み、東京近辺、どうやつて入れるかというのはいろいろありますけれども、三千五百万ぐらゐ住んでる。神奈川都民、埼玉都民、千葉都民、今や茨城都民、栃木都民まで生まれてて、こういつた状況ですね。これは異様なんですね。

これはやはり、皆さんお好きなというか、私は余り好きじゃないんですけど、競争原理とかなんとか言っていますと、経済は集中した方がいいんです。メリットが大きいんです。ですから、それを抑えなければいけない。江戸時代は関所を置いて農民が大都市に来ないようにしてたんですね、伊勢参りとかそういうの以外は。今、中国は、ほつとおくと大都市に仕事にあぶれた農民が移るのと、農民は都市に入れないようになつてます、農村間は自由ですけれども。

それから今、近代国家、歐米諸国はどうしているかというと、いろいろ工夫して地方に手厚い政策を講じてているわけです。ですから、後で触れますけれども、国がこのように全国のことを考えた国土計画をつくるとしたら、どの国も、ヨーロッパ諸国ですけれども、すべて地方を重点的に考える、地方にインフラ整備を重点的にする、それから知的機会のアクセス、そういうつたものも地方になるべく持っていくということをするということを言つています。

その点で、今、大学のことをおっしゃいましたけれども、三大都市圏の占める割合、人口とかGDPとか工業出荷額とかあるんすけれども、その中の一つに大学の学生数があります。三大都市圏に大学生の六六%が集中しています。一番集中率が高いんです。主要県は三四%。大学にも、大学も出て行ってくれといって、そういうことをやってきたけれどもとおっしゃいましたけれども、学生なんて東京みたいに誘惑が多いところだつたら勉強できませんよ。この辺の赤坂とかへ

行つて皆さんお感じになるでしょうけれども、誘惑に負ける人がほとんどですよ。

大学が大都市にある必要は全くありません。アメリカはみんな、みんなでもないんです、何とかグランドカレッジ、州立大学はほとんど田舎にあります。それからイギリスでは、全寮制の中高等学校は皆、ど田舎にあります。おわかりになりますでしようか。工場というのもあるんですが、この大学なんというのは最もそういうふうに考えてしかるべきものじゃないかと思います。そういったことがなかなか入れられないということと、こんなのが問題になつちゃうんじゃないかと思ひます。

それで、ちょっとこれはお答えいただかなくてもいいと思いますが、二日前に松崎哲久委員の質問に対して、法律の名前を変えてもいいという大胆な、柔軟な御答弁がありました。悔い改めるのは早い方がいいので、そういうことはどんどんしていただきても僕はいいんだろうと思いますけれども、何か、国土形成法、私は形成なんという言葉はどこで出てきたかなと思ったら、古い、人格形成説という、罪はどうして起こすかという、そういうときで出てきたな、国土も同じようにそんなふうに形成されていくのかなど。

だから、国土をいじくつて変なものに、まだいじくり、いじくり、いじくつていくという思想が形成というのにあらわれちやつているんじやないか。そうじやないんじやないか。我々が今国民から求められている、我々がしようとしていることは、そうじやなくて、自然のままになるべく戻していく方方がいいんじやないかということを言つているんじゃないかと思ひます。

ですから、木村尚三郎さん、国土交通省もいろいろな委員会の座長とかをお願いされているだろうと思います。この方に何か知恵を拝借すればいいんじゃないかと思いますけれども、例えば、日本の風格というか、何か日本の風紀が乱れています。同じ形成でも、日本国、風土、風情、風格、そういうものを形成するんだというよう

な、そんなような名前が私はいいんじやないかと思います。なぜかというと、環境破壊とかひどいわけですですから。時間が余りなくなりますので、これはお答えいただかなくて結構です。

次の問題ですけれども、ヨーロッパ、資料の中になりましたので見させていただきました。そうしたら、EU、ドイツ、フランス、イギリス、すべてやはり環境保全的なものを前面に押し出していっているんですね。もちろん今回の改正法の中にも入っています。これが一つです。

それから、EU全体でもそうですけれども、ドイツ、フランスが、国土の均衡ある発展というのを相変わらず入れている。人口の過密過疎が是正できなかつた。人口だけじゃなくて、今や経済的格差も大変ですよ。地方に行ってみるとよくわかれります。東京だけが何か調子がいい。

私は、長野の山の中、中山間地で五つぐらいずつ集落があつて、ちょっとと支持者訪問していると、何かうちの秘書が、済みません、今現在地不明ですとか言って、そういうふうになつちやうんです。ナビも働かないです。それから、後で触れますけれども、携帯もつながらない。さっぱりわからなくなってしまう。

だから、これを東京の皆さんは忘れちゃつていいんですよ。人口比だけで国会議員は選ばれています。ですから、我が民主党なんか、残念ながら都市部の議員ばかりです。田舎のことを考える人は余りいない。いや、そんなこと言つちやいけません。なかなかそこに思いが行かない、優先順位が低くなっている。済みません、悔い改めるには早い方がいいので、前の言は取り消します。二番目か三番目にしか考えられない。

この点について、基本理念がちょっとゆがんでいるんじゃないのか、この点はやはりきちんと入れてもらわなくちゃいけないんじやないかと思いまが、いかがでしようか。

○尾見政府参考人 先生、二点について御指摘があつたと思います。

一つは、持続可能性というか、そういう環境保

一般的なことの位置づけだというふうに思います。今回の法案は、開発中心からの脱却ということ、環境や景観を含めた国土の質的向上を図るということが大きな主眼点になっております。そうした観点から、基本理念でも、地球環境にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土の実現とうたっておりますし、第二条の計画対象事項には、国土における良好な環境の創出その他の環境の保全と、いうものを追加させていただきました。また、第六条、全国計画におきましては、環境基本計画との調和規定を設ける等の規定を設けております。

また、目的のところでは、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができるようになるということを規定しております。これは、私どもの考え方では将来の世代への責任ということであると思つております。

この二つを総合的に考えてみますと、これは、持続可能な社会・環境、そういうようなものを意図したものだというふうにぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、国土の均衡ある発展の理念が不明確になつてゐるのではないか、こういう御指摘がございました。

今回の法律の基本理念には国土の均衡ある発展という言葉は確かにございませんが、実は、国土利用計画法がございますが、これが国土形成計画法の上位法として機能するという役割を果たしております。この国土利用計画法の中では国土の均衡ある発展ということがうたわれております。全体として新しい国土形成計画についてもその理念が及ぶものというふうに私どもとしては考えております。

○篠原委員 あちこちに書いてある、どこかに書いてあるから入つていいというのはやはりよくないので、基本理念の第一に入つていないといけないんですね。

大事なのは、平等なアクセスの機会ですよ。それは郵政問題でも郵便局というので問題になつてゐるわけですけれども、きょう届きました全国農

業新聞、皆さん、目がよくないところいただけだと思います。ここでは禁止ですけれども、一面が「携帯が使えない過疎の農村」という。このあたりなんか、携帯は要らないぐらいなんじゃないかと思います。電話はいっぱいあつたわけですね。ですから、そこへ行けばある。携帯なんかになると、用でもない電話がかかつてきてしまうがないから、我々にとっては今や邪魔者ですよ。それが、農村でへんぴなところへ行くと、家と連絡をとる、それから、もとと近代的な農業をやっているときにも大事になつてきているんです。生産履歴をバーコードですぐ聞ける。だれだれさんがつくつて、どういう農薬を使って、どういうふうなつくり方をした、それがわかるようになります。既に中山間地でもそういうことをやつていている人がいる、すぐ聞きたい。あるいは、産直をやつていて、聞いたけれども電話に出ないから、システムができないんですね、携帯が通じないから。こういうアクセス、もう都会と田舎はますます格差が拡大しているんです。

ですから、ここのことろに情報通信施設の利用、整備、保全に関する事項というのが新しく入っています。これは中途半端なんですね。都會に要らないんですよ。もし書くとしたら、アクセスの機会を平等にじやなくて、田舎の方が住みややすいようにというふうにしていかなくちゃいけないんじゃないですか。そういう思想が全然入っていませんですね。大臣、この点についていかがでしようか。

○北側国務大臣 どうなんでしょう。私は、委員の御意見にむしろ同じ方向を向いているというふうに思つておるんですけども、今価値観が大分変わってきているんじゃないでしょうか。UTMする方、Jターンの方、Iターンの方、こういう話もこれはふえております。老後は田舎の方でのんびりしたい、こういう人たちもふえていらっしゃいます。

今、各地域の方も、地域の再生ということでおさまざま独自の自主的な取り組みがなされております。そうしたことがやはり大切にされ思っております。首都圏だけにどんどん集中していくという今のありようというのは、やはり大きな問題であって、地域のさまざまな個性、特性、歴史といふものが尊重される、そういうふうな国士計画にしていかないといけないというふうに考えております。

○篠原委員 そういう通り一遍のじやなくして、地方の自主性を重んじるとかいうのも大事なんですけれども、やはり足りないところをこの計画で補つてバックアップしてやること、そうしたら地方なんですね。私は地方についての考え方を改めたことがあります、十数年前ですけれども。私は農林水産省にいながら、こんなど田舎……

○橋委員長 北海道局、経済産業省の人々が来ているから。

○篠原委員 あつちに質問しようと。(発言する者あり)はい。

済みません、中断いたしまして。いろいろな北海道の話が出ましたので、石原慎太郎さんは北海道はクマしか通らない道路があるとかいつて田舎の道路の整備をやめされましたけれども、それはやはりそういうのでもないんですね。

僕もちょっと疑問に思っていましたけれども、ヨーロッパに行きますとどうなっているかというと、田舎の方がインフラ整備が進んでいるわけですね。そういったことを考えますと、ヨーロッパはだから過密過疎の問題が起こらないんです。田舎の方が暮らしやすいようになつていて、こういうことなんですね。一緒にするんじゃなくて、田舎の方がいろいろな面で便利になつていて、かつ自然環境もいいということでそこに住みつく、そういう状況にしているということなんですね。そういうことを考えますと、この次の計画の中にはそういったことをきちんと入れていただきたいと思って

それからもう一つ、地域格差の是正ということをいろいろ言つてまいりましたけれども、それが過ぎちゃつたようとして、全国各地に金太郎あめのような都市ができしまつた。あちこちに銀座通りができました。ところが、今やシャッター通りになつてしまつて、郊外型ショッピングセンターができました。

そういうたときには、地域づくりに突然自主自立とかいう、これは考え方はいいんですが、国ビヨンを示さないというので、小泉内閣得意の丸投げになつているんじやないかという気が僕にはしますので、その点は、地域についてもちゃんと指針を示して、地域の方を重点的に整備するという方針をぜひ打ち出していただきたいと思います。

それから、次は大事な問題なんですが、長期ビジョンというのはいろいろ先を見通すべきなんですね。先を見通して、さつき、人口の格差のは止とかいうのは失敗でしたけれども、何か今までの、これは全国総合開発計画があつたからこそ実現できたのだという典型的な例を二、三挙げていただきたいんですけれども。

○尾見政府参考人 それでは、過去の全総計画でこれはというふうに言えるものについて御説明させていただきます。

まず最初の全緒で一全緒でございますが、これは拠点開発構想というものを持っています。このことによりまして、製造業立地の地方分散というものが一定程度進んだ、この点についてはかなり御評価をいただけるんじゃないかな。田舎の方でもそういう工場に勤めるというふうな暮らししができ始めたというのは、この成果なんではないかと思ひます。

大規模プロジェクト構想がそれに続くわけであります、この点については、さらにそういうものを拡大すると同時に、交通・通信インフラとかそういうものの整備も進みましたので、全体として地域間所得格差の縮小の面で成果を上げてきました。

もう一点だけ言わせていただきますと、三全総は定住構想を御承知のように掲げました。そこで地域の創意工夫を生かした地域づくりの推進ということで、定住をベースに、いわゆる産業基盤、経済基盤としての社会資本整備ということに加えて、あるいは重点を地方における居住環境の向上というようなことに軸足を置きました。そういう成果があるのではないか。

とりあえず、三つの全総まで御説明させていただきました。

○篠原委員 委員長から御指摘がございましたので、ほかの省庁からおいでいただいておりますので、そちらの方の大きな成果についてお伺いしたいと思います。

成果の一つは、日本が輸出立国というか加工貿易立国としてのし上がりにつけてきた。問題点はいろいろあるんですねけれども、みんな表もあれば裏もあるわけです。先ほど申し上げました新産都市から始まって工業再配置、テクノポリス、頭脳立地、きらびやかな名前が並んで、工場を地方にとう、産業でというのがありました。そのうちに、オフィス・アルカディアとかインキュベーターとかハッチエリーとかクラスターとか、片仮名が並びました。この工場の地方立地ということ、成果はどの程度上げられたんでしょうか。

○薦田政府参考人 お答えいたします。

今先生御指摘がございましたように、経済産業省におきましては、これまで工業再配置促進法、テクノポリス法あるいは頭脳立地法、地方拠点法といったような法律によりまして、製造業を初めといいたします各種産業を全国に展開し、あるいは集積化するための施策を講じてきましたところでございます。

例えば工業再配置促進法で見ますと、同法は、工業が過度に集中しております移転促進地域、これは先ほどお話をございました三大都市圏が中心でござりますけれども、ここから集積の度合いの低い誘導地域に工業を再配置するということを目

的とするものでございまして、その効果を工業集積度というようないすな指標で見てみますと、同法制定前の昭和四十五年には、移転促進地域と誘導地域の格差は約二十二倍ございました。随分すごい格差があつたわけでございますが、平成十二年には、これが五・八倍まで縮小しているということでございます。

また、テクノボリス法で見ますと、これは全国各地に高度技術産業集積を形成するということを目的としたものでございまして、同法が制定されました昭和五十八年から平成十年までの工業出荷額の推移を見ておりますと、これは約十五年間でござりますけれども、テクノボリス二十六地域の工業出荷額の伸びは、全国平均が三〇%であるところ約四八%と、非常に高い伸びを示したところでございます。

○山本政府参考人 お答えいたします。  
苦小牧東部地域の開発でございます。

昭和四十六年の基本計画に基づきまして進めてまいりました。平成七年に、従来の資源型工業を中心から、生産機能はもとより研究開発あるいは居住といった複合開発を目指すことで展開を図ってきたところであります。平成十一年には、第三セクターであります苦小牧東部株式会社の累積債務を清算し、借入金に依存しない体制を確保した株式会社苦東ということで新たな展開を図ってきたところでございます。

現時点で、分譲の状況ですが、五千五百ヘクタールの分譲対象面積のうち、分譲済みがちょうど千ヘクタール、一八%であります。  
企業進出の数は八八件。主な立地は、石油備蓄、火力発電所、自動車のエンジンの製造をしております。この自動車のエンジンというのはヨー

クを原料にした発電所などのリサイクル産業の立地もしております。新千歳空港に近い、あるいは港湾の機能が使えるということで、まとまつた一団の土地を維持しながら、このメリットを生かしているところでございます。

○篠原委員 努力されているのはわかりますけれども、一八%。つまり、東京都二十三区と同じ広さのところの五分の四が小鳥の楽園になつてゐるわけですね。やはりこれは問題だと思ひます。ですから、ちょっとと発想を変えればいいんです。それ我が日本国政府は、いや、競争原理だからとか、しようがないんだ、人件費が高くなつたから。これは、やはりおかしいんですね。国策として、ちゃんとどまれ、こつちに行けば思ひますけれども、そういう大膽な政策は考えておられないんでしょうか。

○糸田政府参考人 お答えいたします。  
先生、今御指摘のように、近年、アジア諸国、特に中国を初めといたしまして、海外への製造業の生産拠点の移転が拡大しているということは事実でございます。他方、最近では、日本にございまます高度な部材産業の集積あるいは労働者の技能の高さといった国内事業環境の優位性を再評価いたしまして、国内の生産を一層活用する、こういう動きがございまして、国内に生産拠点を回帰させる動きも見られるところでございます。

日本が今後こういうさまざまな課題を克服しつつその産業活力を維持していくためには、生産性の向上を図つて、産業の高度化、高付加価値化を推進していくことが何よりも重要でございます。  
第一類第十号 国土交通委員会議録第二十一号 平成十七年六月十日

この計画では、全国を十九のプロジェクトで覆いまして、世界市場を目指します約六千百社の中堅中小企業、そして、ここが大事なところでございますけれども、まさに大学等二百五十が参加しております。そして、こういう産学官の広域的な人材ネットワークの形成の中で各種の支援対策を行つてあるところでございまして、こういう中でインベーション創出環境が整つていくものと期待しているところでございます。

今後とも、こういう環境のもとで地域の活性化を維持していくかと考へているところでございます。

○糸田政府参考人 お答えいたします。  
私は、この計画のことで松本・諏訪地区の次に印象に残っているのは、大平総理の家庭基盤の充実、田園都市構想です。森田委員の岳父。私は、これに感動した覚えがあります。香川の田舎で生まれて、刻苦勉励して東京に出てこられた。高度経済成長の真っただ中にある、しかし日本は違つた方向に行つてゐるんじやないか、おかしいと疑問を感じられたんじやないか。それで、どういうことをおっしゃつたかというと、日本の繁栄の礎は、安定した家庭、その安定した家庭の集合体である田園都市、これにあるんだ、これをつぶしてはならないということで、定住圈構想とかいうのが出てまいりました。

私は、正直言つて、国会答弁で一生懸命答えられたのを見ていましたけれども、よくわからなかつたんです。話が余りお上手じやないんです。しかし、後から本を読んで、こんなにいいこ

とを言つておられたのかと思つて、僕は目からうろこでした。

それから、竹下さんも農業委員から始められたんです。それで、総理になつたら突然趣味を出されました。よくこういう人はいるわけです。今、ラ産業クラスター計画というものを推進しているところでございます。

この計画では、世界市場を目指します約六千百社の中堅中小企業、そして、ここが大事なところでございまして、こういう産学官の広域的な人材ネットワークの形成の中で各種の支援対策を行つてあるところでございまして、こういう中でインベーション創出環境が整つていくものと期待しているところでございます。

今後とも、こういう環境のもとで地域の活性化を維持していくかと考へているところでございます。

○糸田政府参考人 お答えいたします。  
私は、この計画をつくるのに大事なんだろうと思います。公明党の大幹部、今もう既に大幹部かもしません、もうちょっとしたらトップリーダーになられる北側大臣、こういう計画をつくつたりされるときに、どういう理念のもとに国づくりをするかというのがやはり非常に大事になつてくるわけですよ。総理になられたと想定して、理念をお聞かせいただきたいと思います。

○北側国務大臣 御質問にすべて答えられないと思うんですけども、今おっしゃつた農村、田園風景というものを大切にしないといけない、それは全くそのとおりだと私は思います。農業とか林業の持つ、先ほど農業の話が出ておりましたが、農業や林業の持つ機能というのを単に、非常に短い単位での経済的な機能だけで見ていたら本当によくないというふうに思つております。農業、林業の持つ多面的な機能というのをよく理解した上で、やはり国土の計画というのを立案をしていかないといけないというふうに考へているところでございます。

この国土形成計画につきましては、この法案が通りましたならば、これからその中身について具体的な論議が始まつてまいります。そういう中で、ぜひまた委員の御意見を賜りたいというふうに思つております。



策定が始まつても、この部分についてどの程度の具体的な内容が盛れるのか、私たちには一向に想像がつかないんですけれども、その点、局長、どんな展望を持つておられるのか。

○尾見政府参考人 先生の御指摘にありましたように、私ども、今回法案を出させていただくときに、これまで国土審議会である御検討をいたいだきましたということをもちろんベースにしていろいろ物を考えてきております。その中で、先生が今おつしやいましたように、自立圈連帶型の国土の形成、都市圏の形成を図つていくということは、かなり大きなウエートとして語られていると思います。

その一番大きな要因は、やはり東アジアの急速な発展ということの中での資源のない日本として、常に最も先端的な、例えばITとかモバイルとかバイオだとか、そういう先端的に付加価値を生んでいく産業、そういうようなもので成功していかないことには、やはり日本は生きていけないんじゃないかという問題意識が一つはあると思います。

そのために、先ほど経産省の方で産業クラスター計画という御説明がありました。やはり都市の今までの集積というものは大変これからは大事になつてきております。新しい価値創造には、やはり総合的な都市環境というか、魅力ある都市環境、そういうものが大事でありますし、異質文化が生み出されていく、そういうことがあります。違う言葉で言うと、そういう知識集約産業においてのイノベーションというようなものをやはり育していく。

確かに、先生がおつしやいますように、地域の中で拠点というものを設けて、それを域内、圏域内に波及させていく、あるいは日本の産業全体にそういうインバーションの波を広げていく、そういうことで日本全体の国際競争力、活力、地域の活力、そういうものを形成していくということは、新しい国土計画の中で最も大きな課題の一つ

なんではないか、こういうふうに認識しているところでございます。

○若井委員 どうももう一つイメージがわかない

んですけれども、さきの質問で申し上げましたとおり、今、世界的には、日本がこれまでしてきた

ような意味での国土計画をつくるという流れは大きく退潮している。

その理由をいろいろ調べてみましたけれども、結局、日本と違つて、ヨーロッパではEUという

国際的な枠組みができる、ある意味でいうと国境の役割が相対的に後退をしたんだ。例えば、ウイーンと隣のスロバキアのプラチスラバの間、たしか六十キロぐらいしかない。ザルツブルクまで行くと二百何十キロあるそうですが、その隣の、もともとでいえば社会主義のかたい壁があつたそこを乗り越えて、隣の経済圏とどういうふうに組むかというようなことがより重要になります。

翻つて日本について考えてみると、たしか北海道がオーストリアと同じ大きさ、九州はオランダと同じだ、あるいは中国地方はベルギーと同じぐらいの実力がある地域だといいますけれども、そういうだとすると、残りのところを合わせると、あとフランスとイタリアぐらいできてしまう。それだけの、外から見れば立派な、大きな国なわけですから、それでも、どれ一つをとっても、ある意味でい

ます。違うような、そういう地域になつてない、このことが一番問題だということ私は思いますが、それすけれども、どういつをとっても、ある意味でい

うと、こうしたヨーロッパの国一つに十分対応できるよう、そういう地域になつてない、このことが一番問題だということだらうと私は思いますが、それすけれども、どういつをとっても、ある意味でい

ます。しかし、また、逆に言いますと、この戦後六十年の間、どうして各圏域、ブロックがそうした方向で發展することができなかつたのかということについて余りにも認識がないのではないかということ

ことを言わざるを得ない。結局のところ、国に依存をし、ある意味でいえば、霞が関の一極集中と

いうシステムをみずから相対化するという努力をしないできたということがここまで来ていてるん

じゃないかというふうに言わざるを得ない。

先ほど来のお話でいいますと、国土の均衡ある発展といいますけれども、結局のところ、例えば、先ほどの河川じやありませんが、鉄道と高速

道路と空港の三点セットをそれぞれのところに供給をすればそれが自発的に发展を始めるというシナリオはもう明らかに限界に来ているということは、この歴史が示しているところだと思うわ

けです。ですから、ある意味でいいますと、この広域地方ブロック、これが本当に自立的な发展をするような条件をつくるということに焦点を絞つて今回の国土計画は作成されるべきではないかと私は思つております。

そういう意味で、大臣、この間の議論でずっと、国土計画は行政計画だということをやるこれまで御説明があつたんですけれども、そうではなくて、國のあり方にに関する、ある意味での基本法のようなものとして指定をすべきではないかと思いませんけれども、お考えいかがですか。そういうふうに思つております。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

○北側国務大臣 この国土形成計画、この法律が通り、今後策定をされます国土形成計画というのを、各省庁のさまざまな計画、国土にかかる計画の指針を示す計画になるわけで、そういう意味では極めて基本的な性格を持つておる法律であると思つております。

ただ、行政計画ではないのか、それはやはり行政計画でございまして、この計画といふのは、特定の行政分野の施策の遂行に当たつての基本方針を定めるものでございまして、そういう意味では、やはりこれは行政計画というふうに言わざるを得ないと思っております。

○若井委員 私は、今回のこの国土計画が行政計画である限り、いわば五金総、二十一世紀の国土

のグランドデザインを超えることは恐らくできな

いだろうという感想を持っています。また、そうしたものでもう一度つくる意味というのも

積極的には感じることができない。

先ほど来、農業補助金のお話がありました。あ

れについても、結局のところ、お互いの関係はその程度。さらに、これは広域地方計画の内容にならぬかもしれませんけれども、地方の自立的な发展

計画であるとすれば、さらに公共事業や農業補助金のほかに、地方交付税の仕組みの話とか、そうしたものも含んだものでなければ、結局のところ

公共事業の配分計画に終わってしまうだろうといふふうに思わざるを得ないわけですが、これを行

政計画にとどめるのではなくて、一種の法として国会できちんと議論をして、しかも細かい内容については地方にゆだねる、そうした仕組みをつく

ることこそ今回のこの新しい法律をつくる意義ではないかと私は思つております。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

○尾見政府参考人 国がつくります全国計画でございますけれども、一番大きな目的は、やはり国

の役割、責任というものを明確に示して施策の方針性というものを骨太に示していく。そのことによって、公共団体も含めて国民の皆さんに国と

いうものに対して期待をしていただいて、それに従つて我々は仕事を進めていく。その際に、方向について国民の皆さんに共有してもらおう。そういうことになるんだと思います。

○北側国務大臣 この国土形成計画、この法律が通り、今後策定をされます国土形成計画というのを、各省庁のさまざまな計画、国土にかかる計画の指針を示す計画になるわけで、そういう意味では極めて基本的な性格を持つておる法律であると思つております。

ただ、行政計画ではないのか、それはやはり行政計画でございまして、この計画といふのは、特定の行政分野の施策の遂行に当たつての

基本方針を定めるものでございまして、そういう意味では、やはりこれは行政計画というふうに言わざるを得ないと思っております。

○若井委員 私は、今回のこの国土計画が行政計画である限り、いわば五金総、二十一世紀の国土

中に差し迫つてそういう発生が懸念されるということについては、やはり国として大きな柱を立てて施策を遂行していくというのでなければ、それぞれの公共団体で対応するといつても、やはり無理な面があると思います。

広域防災という観点からいけば、例えば、国がコアとなる防災拠点というものをきちっと整備をする。例えば、東京におきますと有明ありますとか扇島とか、そういうところでそういう計画をつくっております。名古屋でも大阪でもそういうことについての検討が進んでおります。そういうことを核にして、やはり公共団体も一緒にありますとか、そういうことが大事になるんではないかと思います。

そういう意味で、先生は指針とおっしゃいましたが、基本的な指針だけではなくて、具体的な施策を進めていく、そういうことが大事になるんではないかと思つております。私が大事なのではないかと思つております。

○若井委員 今初めて、局長のお話の中から国が具体的にやるべき仕事の例が挙がつてきました。要するに、防災ということですね。

それから、先ほど申し上げたとおり、日本の中には、オランダもあれば、オーストリアもあれば、ベルギーも、みんなあるという、そうした国として考えるのであるならば、例えば隣の中国などいう良好な関係をつくるのかとか、国民の資産である三百五十兆円をどういうふうに保全するのかとか、そうしたことが要するに国の仕事であつて、地域の中をどうするかということは当然地方の皆さんに、オランダはオランダに、ベルギーはベルギーに任せるべきですよ。EUだつてそうやって发展をしていく。相変わらず一億三千万の一つの固まりでやつしていく限りもうこれ以上先に進めないということが三全縦以来のプロセスにはつきりあらわれていて、なぜこの新しい国土計画の中にそうしたものを取り込もうとしないのか、そこについて私たちの大変に疑問

を抱いておるわけあります。

それはともかく、先ほどの総点検の話でいいますと、最後のところに国と地方の役割ということです。そこで、最後のところに国と地方の役割ということについてありますけれども、「土地、水、自然、社会資本、産業集積、文化、人材等の資源についての国としての利用の規模や配置に関する考え方と地方としての考え方との相互調整」、結局、今までと何も変わつてないと言わざるを得ない。

そこのところを私たちは大変に残念に思つております。そこで、このところを私たちは大変に残念に思つております。そこで、このところを私たちは大変に残念に思つております。そこで、このところを私たちは大変に残念に思つております。

時間がなくなりましたので、先ほどのベルギー やオランダの話ではありませんが、なぜ広域地方 プロックに計画決定の主権を渡せないのか、そのことをもう一度お聞きしたい。そして、これに対

して、国としてはどのような形でそれをカバーしようとしておられるのか、その点を確認させていただきたいと思います。そして、これらを踏まえて、地域の皆さん

O尾見政府参考人 広域プロック計画、広域地方計画をなぜつらなければならないかということについては、いろいろな観点があるわけです。国民の皆さん的生活範囲、あるいは企業の経済活動、そういうものが県境を越えて大きく広がつて

いるという現実はどなたにも否定できないことだと思います。

他方、先ほど申し上げましたような、東アジアの問題があります。先ほどは拠点となる都市の集積で、知的創造産業と申しますか、そういうイノベーションを進めるための仕組みのお話をしました。同時に、やはり、その地域をきちっと、例えば中国等と連携協力しながらやつていく場合には、今までベースになりました、例えば空港とか港とか高速道路とか、そういうものの基盤

O若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を發揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験す

るわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験す

るわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験す

画の内容のコアの部分は、今申し上げましたように国の施策ということになつておりますので、これを計画の段階、実施の段階できちと遂行してあります。

そのためには国が実施する、計画主体になるといふふうに片や陳述されています。そこで、このところを私たちは大変に残念に思つております。そこで、このところを私たちは大変に残念に思つております。

ただ、前提として、繰り返し申し上げたいと思つておりますのは、やはり国と地方、さらに、時間がなくなりましたので、先ほどのベルギー やオランダの話ではありませんが、なぜ広域地方 プロックに計画決定の主権を渡せないのか、そのことをもう一度お聞きしたい。そして、これに対

して、国としてはどのような形でそれをカバーしようとしておられるのか、その点を確認させていただきたいと思います。そして、これらを踏まえて、地域の皆さんの中では、国と地方、民間も一緒にになって共通のビジョンを持って進めていく。その際、国の仕事についても、地方のお考えを十分取り入れて対等な立場で御議論をさせていただいて、その結果を計画として決めさせていただく。これが基本的なコンセプトでございます。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

について論じてきたわけであります。

本委員会における参考人質疑でも、森地参考人は、総括については、毎回の計画の中でレビューが書いてありますけれども、「土地、水、自然、社会資本、産業集積、文化、人材等の資源についての国としての利用の規模や配置に関する考え方と地方としての考え方との相互調整」、結局、今までと何も変わつてないと言わざるを得ない。

そこのところを私たちは大変に残念に思つております。そこで、このところを私たちは大変に残念に思つております。

ただ、前提として、繰り返し申し上げたいと思つておりますのは、やはり国と地方、さらに、時間がなくなりましたので、先ほどのベルギー やオランダの話ではありませんが、なぜ広域地方 プロックに計画決定の主権を渡せないのか、そのことをもう一度お聞きしたい。そして、これに対

して、国としてはどのような形でそれをカバーしようとしておられるのか、その点を確認させていただきたいと思います。そして、これらを踏まえて、地域の皆さんの中では、国と地方、民間も一緒にになって共通のビジョンを持って進めていく。その際、国の仕事についても、地方のお考えを十分取り入れて対等な立場で御議論をさせていただいて、その結果を計画として決めさせていただく。これが基本的なコンセプトでございます。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

について論じてきたわけであります。

本委員会における参考人質疑でも、森地参考人は、総括については、毎回の計画の中でレビューが書いてありますけれども、「土地、水、自然、社会資本、産業集積、文化、人材等の資源についての国としての利用の規模や配置に関する考え方と地方としての考え方との相互調整」、結局、今までと何も変わつてないと言わざるを得ない。

そこのところを私たちは大変に残念に思つております。そこで、このところを私たちは大変に残念に思つております。

ただ、前提として、繰り返し申し上げたいと思つておりますのは、やはり国と地方、さらに、時間がなくなりましたので、先ほどのベルギー やオランダの話ではありませんが、なぜ広域地方 プロックに計画決定の主権を渡せないのか、そのことをもう一度お聞きしたい。そして、これに対

して、国としてはどのような形でそれをカバーしようとしておられるのか、その点を確認させていただきたいと思います。そして、これらを踏まえて、地域の皆さんの中では、国と地方、民間も一緒にになって共通のビジョンを持って進めていく。その際、国の仕事についても、地方のお考えを十分取り入れて対等な立場で御議論をさせていただいて、その結果を計画として決めさせていただく。これが基本的なコンセプトでございます。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

○若井委員 人口減少という時代は初めて経験するわけですから、結局、これまでのよう先行的な公共投資を国がすればそれが発展の道につながるという、そうしたシナリオはもうあり得ない、それぞれの地域が今あるものを生かし、今いる人たちが主体性を発揮する以外に活性化の道はあり得ない、その主体性を発揮する道筋を国が主導でつくれるはずはないということを申し上げて、私の最終質問にさせていただきたいと思います。

なつていなといふのが率直な私の感想です。といひますのは、例えば所得格差の問題でも、今日でいえば、もちろん日本におけるそういう事態についてはあるんでしょう、そういうものについて一生懸命言つてはるんでしょうけれども、世界で比べるとまさに二極分化と所得格差の拡大というの、日本はジニ係数からいつても、およそひどい事態になつてゐるというのが今の現実なんですね。それは御承知のとおりだと思うんです。その上に、当初の目標といひますけれども、私は、何が問題かということをぜひこの際言つておきたいと思うんです。

全総計画に基づいて、簡単に言えば、国土と国民がどうなつたのかということなんだというのが私の考え方なんですね。公害が発生し、この間自然破壊がされ、言われるよう、私の住んでおりましたところも含めて町壊しが進行する、そして、それをむだな大型公共事業が席巻をする、こういう事態が生まれてきた。その上に、政官財の癪着もこれまた出た。この間の参考人質疑でも、そういう中身についても議論されたと私は考えています。ですから、私は、今言つたことを含めまして、全総計画全体を総括する上で三つぐらいやはり必要じゃないかと思っているんですね。

一つはやはり、日本の国土がどうなつて、そしてそれが実は利権の場になつたということも隠れもない事実だと。そして、五十嵐参考人の陳述をかりればむだな公共事業が目につくということだと思います。しかも、五次にわたつて行われた全総計画は、ずっと調べてみますと、太平洋ベルト地帯構想、日本列島改造、さらに日米構造協議による公共投資基本計画、そしてリゾート開発構想などに具体化されました。

その後、民活、民営化、規制緩和、構造改革路線など、巨大開発の構想を進める根柢とされてきたわけです。その結果、さきに述べましたように、公害問題を発生させ、そして自然や町壊す、むだな公共事業というのを生んでしかも、その政策的といひますと、達成できなかつたところ

か、事実は各地で行き詰まりを生んだ産業立地政策。リゾート開発などは破綻の極端なもので、そういう点をしつかり見る必要があるということが私は第一の問題だと思うんです。

二つ目の問題は、やはり国民の暮らしはどうなったか、当時の法の目的にあった社会福祉の向上はどうなったか、こういうことをしつかり見る必要があると思います。政府の総括では、生活環境の改善など一定の成果を上げた、こう書いています。しかし、私は、今述べた公害問題や自然破壊や町壊し、こういった問題について、住民の運動が非常に盛り上がり、それを押し返したというのが歴史の事実じゃないかと考えています。だから、そういう角度から物を見る必要がある。

それと三つ目に、ゆるがせにできないのは政官財の癒着だと思うんですね。国土の開発に、それがいつも枚挙にいとまがないほどこつていて、いうことについて、しかも、この間の国交省に絡む談合疑惑でも四十年間も続いていたということの、いわば負の遺産の総決算ともいべき事態についてもしつかり見る必要があるんじゃないかと私は考えています。そこだけ最初に言つておきたく思うんです。

そこで、具体的な問題について一、二議論をしたいと思います。

自然環境を守る問題について聞きます。新たな国土計画の中では、持続可能な美しい国土の形成が挙げられています。しかし、自然環境を破壊してきた最も典型的な事例はダム事業です。私は、今国会でも、今後、総額九兆円にも及ぶダム事業建設が進行していることに関して、中止、凍結を含む根本的見直しを主張してきました。

大臣にここで聞きます。本年の一月、淀川水系の河川整備計画の策定に関して、淀川水系流域委員会から近畿整備局に対して、「事業中のダムについての意見書」が提出されました。その中で、「ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の保全・回復という視点からダム建設は基本的に避けなければならない」として、さ

らに、自然環境への影響とダム建設との因果関係が実証されなくとも、重大な負の影響を及ぼす恐れがあると考えられる場合には、たとえ治水あるいは利水の面からダムが必要と判断されても、ダム建設を極力回避するようしなければならないと指摘しています。この意見書について、大臣の見解をお聞きします。

○北側国務大臣 委員も、治水対策、利水対策が必要だということまで否定されないと思うんですね、当然。治水対策、利水対策というのは、特に我が国の国土の状況から見れば、これは非常に重要な政策課題であると思います。その治水対策、利水対策を効果的に進めていくために、ダムも有効な対策手法の一つである場合も当然あるわけでございます。

ただ、ダムは、これは当然水没を伴いますので、河川環境を大きく変えていくことも事実であるわけでございますので、治水、利水対策の選択肢として、初めからダムを排除するのではなくて、またダムにこだわることも適切でないというふうに考えておるところでございます。個々の河川や地域の特性を踏まえて、ダムまたその他の治水、利水対策のさまざまな手法を比較して、その中から最もふさわしい手法を選択し組み合わせて実施する、こういうことが大事であるというふうに考えておいます。

今委員の方からおっしゃいました淀川水系流域委員会から提出されました意見書でござりますが、このように書かれているんですね。

「もとより流域委員会はダムを全面的に否定するものではない。提言および意見書で述べたように、「ダムは原則として建設しないものとし、ダム以外に有効な方法がなくかつ社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」、事業中の新規の四ダムについては「中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しをする必要がある」との考えは変わっていない。」とされており、ダムを全面的に否定しているものではないというふうに理解をしております。

○穀田委員 私、全面的に否定したということを提起したつもりはないんですね。今言いましたように、原則的につくらないという意見が多くの国民の支持を得ているということです。

大臣は引用されませんでしたけれども、これはさらにこう言つてはいるんですね。「治水・利水の効果が自然環境に及ぼす負の影響にもまして人間生存に不可欠と認められる場合に」と言つて、人間生存に不可欠な場合はそれはあり得るだろう、こういう原則論を展開しているということもぜひ見ていただければと思うんです。

この背景には、いかにダムが自然を破壊してきたかという事実があります。コンクリートの巨大な建造物をつくるということで、貴重な動植物の生息環境を破壊してきた、さらに生態系に影響を及ぼすということで日本の自然に大きな悪影響を及ぼしてきましたということだと思いますね。

根本的な問題の二つ目は、財政の問題もあるわけです。一たんつくった巨大なコンクリート建造物であるダムは、その維持修繕費用、耐用年数が過ぎれば更新するための費用もかかります。既設のダムの今後の維持更新費用はどれだけかかると想定しているのか、当局にお聞きします。

○清治政府参考人 ダムの維持管理、それから一部改造とか改善にかかる費用もございますが、現在、国土交通省が直轄で管理しておるダムが八十一ござります。これらのダムを管理していくに当たりまして、平成十七年度に要している維持管理あるいは施設の改良に要する費用でございますが、四百九十一億円でございます。一ダム当たりおおよそ六億強ぐらいの予算が必要になつていて現状でございます。

○穀田委員 そうですね、八十一カ所あると。それ以外に、機構と補助ダムが約三百五十カ所あります。

いただいた資料では、もう少し詳しい話をしますと、二〇〇五年度までの維持改良費の合計は五千七十八億円で、総事業費の大体一二%に当たる、これは確かだと思うんです。あわせて、今あ

りましたように四百九十一億円、これは、既設ダムの事業費が大体四兆三千六百八十三億円ですから、一・一二%に当たる。そうすると、簡単に言えば、毎年の事業費の一%強の維持改良費がかかるということなんですね。したがって、二〇三〇年度までに一兆四千八百億円、二〇五〇年には二兆一千二百億円になる、こういうことになるわけです。

今ありましたように、一ダム当たり大体六億円強だと。だから、そうすると単純に計算しても、先ほどの数値、八十一カ所と三百五十カ所あるわけですから、毎年三千億円以上の費用がかかるということになるわけですね。だから結局のところ、総計しますと二〇三〇年までに七兆五千億円、さらには二〇五〇年までには倍の十五兆円、これだけの負担が次の世代にのしかかるという、計算上はなるわけですね。これぐらい大きなものなわけです。

日本の国土や自然環境保全を言うんだったら、こうしたダムの事業計画を真っ先に見直しをして検討すべきだ。新たな国土計画の中でダム事業計画は具体的に見直しされるんですか。

○尾見政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど来御説明させていたどおり、ようやく今度の国土総合開発法改正案では、国土の質的向上を図るという観点から、基本理念に、豊かな環境の基盤となる国土の実現を図るということを明記しております。それから、計画事項には、国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成を明記するなど、環境保全を国土計画の極めて重要な課題として位置づけております。

ただ、ダムにつきましては、先ほど大臣の方から御答弁があつたとおり、治水、利水対策を進めしていく上で有効な対策手法の一つであるというふうに認識をしているところでございます。

具体的にダム建設をどうするかという問題につきましては、ダム建設がそういう意味で具体的な整備手法でございますので、個々の河川や地域の

特性を踏まえて地域の理解を得ながら適切に判断されいくべきものでありまして、全国的な国土形成計画の中でダム建設一般の適否について言及するということは適切ではないのではないか、これから、一・一二%に当たる。そうすると、簡単に言えば、毎年の事業費の一%強の維持改良費がかかるということなんですね。したがって、二〇三〇年度までに一兆四千八百億円、二〇五〇年には二兆一千二百億円になる、こういうことになるわけです。

今ありましたように、一ダム当たり大体六億円強だと。だから、そうすると単純に計算しても、先ほどの数値、八十一カ所と三百五十カ所あるわけですから、毎年三千億円以上の費用がかかるということになるわけですね。だから結局のところ、総計しますと二〇三〇年までに七兆五千億円、さらには二〇五〇年までには倍の十五兆円、これだけの負担が次の世代にのしかかるという、計算上はなるわけですね。これぐらい大きなものなわけです。

日本の国土や自然環境保全を言うんだったら、そこで、結局のところ何が根底に据わっているのかというと、開発中心からの転換といつて、開発を基調としたこれまでの国土計画にかえ、今お話をあります。つまりふうに私は考えます。

○穀田委員 最後の言葉は全く理にかなっていない。検討する、見直しをするということが、やはりそれほど何度も環境問題、自然問題と言つていらっしゃても、そういう点での見直しは当たり前だというふうに私は考えます。

○穀田委員 これは何回も聞いている話で、そういうふうに私は考えます。

そこで、結局のところ何が根底に据わっている

かというと、開発中心からの転換といつて、開発

を基調としたこれまでの国土計画にかえ、今お話

があつたし、この間ずっと議論になつてているよう

に、利用、保全に力点を置いて、国土に関する施

策を一体的、総合的に推進する計画だ、こういう

わけですね。

だけれども、これまでの開発中心の政策は、先

ほどありましたように、私が指摘しましたよう

に、負の遺産もある。では、開発中心の転換をす

るという場合に、何が問題であつて、それでどこ

がいけなかつたのか、そういう分析が必要だと思

うんですね。そうでないと、これまでの開発計画

を変える変えると言つたって、どこに問題があつ

たのかもわからずに一般的な論議では済まないと

思つていますね、私は。

したがつて、これまでの開発計画のどこに、何

が問題だったのかということを改めて問いたいと

思います。

○尾見政府参考人 お答え申し上げます。

これまでの計画は、人口が急増するあるいは右肩上がりである、開発を時代背景として昭和二十年に制定されました国土総合開発法を根拠としておりました。全体として開発基調を旨とした國主導の計画であったということで、いわゆる金太郎あめでありますとかフルセット主義の開発を招いたという御指摘もあるものと承知しているところでございます。また、開発に重点が置かれてお

ります。

○谷口政府参考人 お答えいたします。

○穀田委員 御指摘の六つの海峡横断道路プロジェクトにつきましては、「二十一世紀の国土のグランドデザイン」におきまして、「長大橋等に係る技術開発、地域の交流、連携に向けた取組等を踏まえ調査を進めること」とし、その進展に応じ、周辺環境への影響、費用対効果、費用負担のあり方等を検討することにより、構想を進めること位置づけられています。

その調査に必要な予算として、四億七千八百万円を計上しているところでございます。

これまでの計画は、人口が急増するあるいは右肩上がりである、開発を時代背景として昭和二十年に制定されました国土総合開発法を根拠としておりました。全体として開発基調を旨とした國主導の計画であったということで、いわゆる金太郎あめでありますとかフルセット主義の開発を招いたという御指摘もあるものと承知しているところでございます。また、開発に重点が置かれてお

ります。

新しい計画におきましては、先ほど国土の質的

向上ということで環境とか景観のお話をさせてい

ただきましたが、もう一つの大きな柱として、国



切つてきの経緯に対する反省を欠いています。

理念と秩序のもとに公共事業をコントロールすべき国土計画は、特に一九九〇年以降、景気対策重視の公共事業の増加により裏切られ、政官業癡着のもと、利権誘導合戦となり、全国至るところ乱開発と廃墟化が進みました。今後、公共事業は厳しい選択と集中が求められるところですが、本案にはそのための具体的な仕組みが提示されていません。

環境や地域生活を破壊してきた大規模プロジェクトについても、全国計画には書かないこととなりましたが、広域地方計画には具体的なプロジェクトを書くことになっています。地方分権が進まないままこのような計画を策定すれば、利権誘導型の陳情合戦となり、無用な時代おくれの巨大プロジェクトのオンパレードになることは明らかであります。

一極集中の是正は、地方における巨大プロジェクトではなく、欧米でも行われているように、都市部におけるダウンゾーニングや事務所規制などの具体的規制です。やるべきことには全く手をつけないこのようない計画で一極集中の是正がなされるはずがないことは、過去の全総が証明しているところです。

第三に、計画策定の主体の問題です。  
以上のような失敗の責任の所在が明らかでないのは、国土計画が単なる行政計画にとどまっているためであります。しっかりと国会がコントロールできる計画策定が求められているにもかかわらず、今回の改正でも、こうした中央官僚が作文する形態に変わりがありません。

さらに、国土計画は省庁の垣根を超えて策定されなければならず、全国計画については国土交通省ではなく内閣総理大臣がしっかりとリーダーシップを發揮しつつ策定すべきであり、この点では、従来の全総計画よりも後退していると言わざるを得ません。

第四に、今回の国土計画への時代の要請は国土形成における地方分権の実現にあると考えます

が、本法では地方分権の視点が欠けています。

広域地方計画を策定することにより、地方分権が進んでいるかのように見えますが、権限も財源も中央に残ったままでは、地方の創意工夫を生かすことができるわけがありません。これでは、本来地方が担うべき領域に地方整備局を通じて国の関与の強化が進むだけであり、これまでどおり国への陳情合戦が繰り返されるばかりか、むしろ激しくなるだけであります。

新たに国土計画を策定する最も基本的な意義は、分権型社会への道筋をはつきりと示すことにあります。しかし、広域地方計画の策定主体はあくまで国土交通大臣であるため、国の地方への関与がさらに強まることは明らかであり、時代逆行するものと言わざるを得ません。

そもそも、国土計画は何のためにあるのでしょうか。それは、国民生活を豊かにするためです。そのかぎは、日本人の心にあります。地方の文化や伝統を尊重し、特色を生かしながら、地域が地域として自立的に発展し、その豊かさを享受できます。国民生活の豊かさは、単なるハード面の充実のみでは実現できません。伝統、文化、芸術、教育、福祉などのソフト面を頼みなかつた結果が現在の日本の社会なのであります。

過去の計画に対して謙虚に向き合い、その問題点を明らかにできれば、このような改正案にならぬかもしれません。國權の最高機関たる国会の民主的コントロールも及ばず、省庁縦割りを温存など、不要不急の大規模公共事業を推進する中、重点化という新たな装いを凝らし、不要不急の大型公共事業を推進するものだからです。

政府は、グローバル化、地方分権、公共投資の財政的制約などを理由に、開発中心から転換することを強調しています。しかし、実際には、集中と選択や重点化と称して、大都市圏の環状道路、関空など国際空港、スーパー中枢港湾、大型ダムなど、不要不急の大規模公共事業に重点投資しています。これは、新たな形で開発を進めようとしていることにはかなりません。

最後に、今回の国土計画制度が、従来の計画決定方式と同様に、国会での審議、決定を要件としていないなど、住民参加やチェック体制が不十分なままであることを反対理由として述べ、討論とします。

○橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○橋委員長 これより採決に入ります。

○橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○橋委員長 これより採決に入ります。

○橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

&lt;p

水域の水質の保全、都市における浸水被害の防止等のため、下水道がその期待されている役割を最大限發揮できるよう、必要な措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上

げます。

第一に、公共下水道により排除される雨水のみを受けて、二以上の市町村の区域における雨水を排除する下水道を、雨水流域下水道として整備することができます。

第二に、流域別下水道整備総合計画に定めるべき事項として、終末処理場から放流される下水の窒素含有量または燐含有量についての削減目標量を追加するとともに、地方公共団体が、その削減目標量を超えて他の地方公共団体の削減目標量の一部に相当する量を削減する場合には、同意を得て、当該他の地方公共団体に費用を負担させることができるとしております。

第三に、特定事業場において一定の物質または油が下水道に流入する事故が発生した場合には、当該他の地方公共団体に費用を負担させることが急の措置及び下水道管理者への届け出を義務づけることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

○橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申しあげます。

次回は、来る十四日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

#### 下水道法の一部を改正する法律案

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一号中「附隨する」を「付隨する」に改め、同条第四号を次のように改める。

#### 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するため地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域に

おける下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道(終末処理場を有するものに限り)により排除される雨水のみを受け、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するため地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、當該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

の二号を加える。

第二条の二第二項中「の各号」を削り、同項に次全するため当該水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備総合計画にあつては、第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量(以下単に「削減目標量」という。)及び削減方法に関する事項を二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

第二条の二第一項中「第十二条の十一」を「第十二条の十二」に、「第十二条の十第一項」を「第十二条の九、第十二条の十一第一項」に改め、同条第二項中「第十二条の十第二項」を「第十二条の十一」とする。

第二十二条の十一を第十二条の十二とする。

第二十二条の十第一項中「の各号」を削り、同条を第十二条の十一とする。

第二十二条の九中「前条第三項」を「第十二条の八

第三項」に改め、「流域下水道」の下に「(第二条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。)

第二十二条の九中「前条第三項」を「第十二条の八

第三項」に改め、「流域下水道」の下に「(第二条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。)

第二十二条の九中「前条第三項」を「第十二条の八

第三項」に改め、「流域下水道」の下に「(第二条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。)

第二十二条の九中「前条第三項」を「第十二条の八

第三項」に改め、「流域下水道」の下に「(第二条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。)

第二十二条の九中「前条第三項」を「第十二条の八

第三項」に改め、「流域下水道」の下に「(第二条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。)

させることができる構造のもの(以下「高度処理終末処理場」という。)を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐含有量を削減する場合には、その削減目標量を超えて削減する場合には、その削減目標量の一定量のものについては、他の地方公共団体のため、当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場(当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。)について定められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するものである旨を、あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、国土交通省令で定めるところにより、都道府県に対し、申し出ることができる。

前項の規定による申出を受けた都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができる。

第二十二条の二第一項中「第十二条の十一」を「第十二条の十二」に、「第十二条の十第一項」を「第十二条の九、第十二条の十一第一項」に改め、同条第二項中「第十二条の十第二項」を「第十二条の十一」とする。

第二十二条の十一を第十二条の十二とする。

第二十二条の十第一項中「の各号」を削り、同条を第十二条の十一とする。

第二十二条の九中「前条第三項」を「第十二条の八

第三項」に改め、「流域下水道」の下に「(第二条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。)

域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

第十二条の九を第十二条の十とし、第十二条の八の次に次の二条を加える。

#### (事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公

共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある

物質又は油として政令で定めるものを含む下水

が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める

場合を除き、直ちに引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

第十二条の九 第二十五条の三第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「認可」の下に「(雨水流域下水道に係るものを除く。)」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め。

一九

